



厚生省発衛第144号

昭和42年6月5日

各都道府県知事 } 殿
広島市及び長崎市の長 }

厚生事務次官



原子爆弾被爆者の健康診断等に要する
経費の交付について

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき被爆者の健康管理等についての交付金の交付は次により行なうこととなつたので通知する。

なお、この通知は、昭和42年4月1日から適用する。

1. この交付金は、次の事業を交付の対象とするものであること。

(1) 法第3条第2項の規定による被爆者健康手帳の交

付

- (2) 法第4条の規定による健康診断の実施
- (3) 法第5条の規定による記録の作成及び保存
- (4) 法第6条の規定による必要な指導の実施
- (5) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和32年厚生省令第8号。以下「規則」という。）
第5条の2の規定による手帳の更新等

(6) 精密検査を受ける被爆者に対する交通手当の支給

2 この交付金の交付額は、次により算出するものであること。

(1) 次の表のオ1欄に定める種目ごとにオ2欄に定める算定基準により算定した額とオ3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額の合計額を交付額とする。

1 種 目	2 算 定 基 準	3 対 象 経 費
検 査 費	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1. 診療報酬点数表の甲を採用している医療機関に委託して一般検査（定期及び希望、以下同じ）を実施した場合は、次による算定額</p> <p style="text-align: center;">770円×延検査人員数</p> <p>2. 診療報酬点数表の乙を採用している医療機関に委託して一般検査を実施した場合は、次による算定額</p> <p style="text-align: center;">566円×延検査人員数</p> <p>3. 都道府県、広島市又は長崎市が、医療</p>	<p>一般検査（定期及び希望、以下同じ）の実施を医療機関に委託するために必要な委託料</p> <p>同上</p> <p>一般検査を実施するために必要な報</p>

機関に委託をしない
で、自ら一般検査を
実施した場合は、次
による算定額

437円×延検査人員数

酬、給料、取買手
当(扶養手当、勤
務地手当、期末手
当、勤励手当及び
通勤手当)、共済
費、賃金、旅費、
備用費(消耗品費
燃料費、印刷製本
費、光熱水費、修
繕料、医薬材料費)
役務費(通信運搬
費、保険料)、使
用料及び賃借料、
原材料費、備品購
入費並びに委託料
ただし、保健所
費補助金の交付の
対象となる経費を
除く。

4 診療報酬点数表の

精密検査の実施を

甲を採用している医療機関に委託して、精密検査を実施した場合は、次による算定額

$1,674円 \times 延検査人員数$

5 診療報酬点数表の乙を採用している医療機関に委託して精密検査を実施した場合は、次による算定額

$1,413円 \times 延検査人員数$

6 都道府県、広島市又は長崎市が医療機関に委託をしないで自ら精密検査を実施した場合は、次による算定額

$1,136円 \times 延検査人員数$

医療機関に委託するために必要な委託料

同上

精密検査を実施するために必要な報酬、給料、職員手当（扶養手当、勤務地手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当）、共済

費、賃金、旅費、
 備用費（消耗品費、
 燃料費、印刷製本
 費、光熱水費、修
 繕料、医薬材料費
 ）、役務費（通信
 運搬費、保険料）、
 使用料及び賃借料
 原材料費、備品購
 入費並びに委託料
 ただし、保健所
 費補助金の交付の
 対象となる経費を
 除く。

7 収容検査を医療機
 関に委託して実施し
 た場合は、次による
 算定額

$\frac{4}{374} \text{月} \times \text{延検査人員数}$

収容検査を医療機
 関に委託するため
 に必要な委託料

<p>交通手当</p>	<p>次に掲げる額</p> <p>1. 都道府県にあつては、</p> $250円 \times \frac{\text{精密検査延検査人員数}}{\text{精密検査人員数}}$ <p>2. 広島市及び長崎市にあつては、</p> $50円 \times \frac{\text{精密検査延検査人員数}}{\text{精密検査人員数}}$	<p>精密検査を受ける被爆者に交通手当として支出する経費</p>
<p>事務費</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>1. 被爆者健康手帳交付者数（既に交付された者を含む。）100人までは5,000円とし、100人をこえて1人増すごとに20円を加算した額</p>	<p>検査費に係るものを除き事業の実施に必要な共済費、賃金、旅費、帯用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>

<p>2. 被曝者健康手帳の 更新を行なった場合 100人までは1,000 円とし、100人をこ えて1人増すごとに 7円を加算した額</p>	<p>同上</p>
---	-----------

(注)(1) 「一般検査」とは、規則第6条第3項に規定する検査をいう。

(2) 「精密検査」及び「収容検査」とは規則第6条第4項に規定する検査をいう。

(3) 「甲」及び「乙」とは健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年6月厚生省告示第177号)に規定する「別表第1診療報酬点数表(甲)」及び「別表第4診療報酬点数表(乙)」をいう。

3 交付の決定には、次の条件が付されるものであること。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生大臣の承認を受けなければならないこと。

(2) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに厚生大臣に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した単価5万円以上の機械及び器具については、厚生大臣が別に定める期間を経過するまで厚生大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式(1)による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

(5) 交付金に関する事業遂行状況報告を別紙様式(2)により各年度11月15日までに、厚生大臣に行なわなければならないこと。

4 この交付金の交付の申請は、別紙様式(3)による申請書により各年度4月30日までに厚生大臣に行なう

こと。

ただし、昭和42年度の交付申請に限り、昭和42年6月20日までに行なうこと。

5 この交付金の交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して、追加交付の申請等を行なう場合は、4に定めた申請手続に従い、各年度11月15日までに行なうこと。

6 特別の事情により、2から5までに定める手続、算定基準等によることができない場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

別紙様式(1)

昭和 年度

原爆障害者健康診断費交付金調書

(地方公共団体別)

国			地方公共団体										備考	
支出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助相当額	支出済額	うち国庫補助相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助相当額		

(注)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式(2)

番 号
年 月 日

厚生大臣

殿

都道府県知事(市長) 印

昭和 年度原爆障害者健康診断等事業
遂行状況報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

1. 健康診断実施状況
2. 被爆者健康手帳交付状況
3. 月別健康診断改診状況
4. 月別交通手当支給状況

1. 健康診断実施状況調

1. 一般検査

10月末現在

区分 実施時期	実施 機関名	医療救 済施設 の区分	実施済 人員	今後の 実施予 定人員	計	支出 済額	支出 予定額	計	委託 直管 の別	備考
4~9月										
	小計								直管 委託 甲 乙	人 人 人 人
10~3月										
	小計								直管 委託 甲 乙	人 人 人 人
希望 検 診	4~9月									
		小計							直管 委託 甲 乙	人 人 人 人
	10~3月									
		小計								直管 委託 甲 乙
計									直管 委託 甲 乙	人 人 人 人 人 人

口、精密検査

10月末現在

実施時期	区分	実施機関名	医療機関 検査点数 の区分	実施者 人員	今後の 実施予 定人員	計	支出 済額	支出 予定額	計	委託 の 区別	備考		
											人	円	円
4~9月	普通			人	人	人	円	円	円		直管 甲乙	人 人	
		小計											
	収容										甲乙	人 人	
		小計											
10~3月	普通										直管 甲乙	人 人	
		小計											
	収容										甲乙	人 人	
		小計											
希望検診に係るもの 4~9月	普通										直管 甲乙	人 人	
		小計											
	収容										甲乙	人 人	
		小計											
10~3月	普通										直管 甲乙	人 人	
		小計											
	収容										甲乙	人 人	
		小計											
計											普通 収容	直管 甲乙 甲乙	人 人 人 人

2. 被曝者健康手帳交付等の状況調

イ. 手帳交付状況

10月末現在

前年度未 手帳交 付者数	4月～10月手帳交付済			11月～3月手帳交付見込			合計	備考
	増	減	計	増	減	計		

注 「減」欄は死亡及び移動等による数を記入すること。

ロ. 手帳更新状況

7月末現在

被曝者数			更新済数		
特別	一般	計	特別	一般	計

3 月別健康診断受診状況

10月末現在

区 月別	一 般 検 査					精 密 検 査				備 考
	委託 人員	直営 人員	希望検診		計	委託 人員	直営 人員	收容 検査	計	
			委託	直営						
4										
(実 5										
6										
7										
8										
(績 9										
10										
小計										
11										
(見 12										
1										
込 2										
3										
小計										
合計										

4 月別交通手当支給状況調

10月末現在

月	区分	人員	金額	備考	
（ 突 續 ）	4		円		
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	小計				
	（ 見 込 ）	11			
		12			
1					
2					
3					
小計					
合計					

別紙様式(3)

番 号
年 月 日

厚生大臣

殿

都道府県知事(市長)印

昭和 年度原子爆弾被爆者の健康診断等
に要する経費の交付申請書

別紙関係書類を添えて、原爆障害者健康診断費交付金の
交付を次により申請する。

1. 申請額及びその算出の基礎

y

.00

2. 事業に要する経費の種目別内訳

3. 事業の実施計画

4. 歳入歳出予算書の抄本

1. 申請源及びその算出の基礎

区 分	支 出 額 支 定 額	算定基準に よる算定額	交 付 金 額 所 要 額	備 考
尿漏障害者健康診査費交付金	円	円	円	
検 査 費				
一 般 検 査				
委 託				
直 営				
精 密 検 査				
委 託				
直 営				
収容検査				
交 通 手 当				
事 務 費				
計				

2 事業に要する経費の種目別内訳

区 分	算定基準算定額			対象とする経費	
	人員	単 価	金 額	金 額	内 訳
原爆障害者健康増進費 交 付 金		円	円	円	
検 査 費					
一 般 検 査					
(委託)					
甲					
乙					
(直営)					別紙様式(イ)
精 密 検 査					
(委託)					
甲					
乙					
(直営)					別紙様式(イ)
(収容)					
交 通 手 当					
事 務 費					別紙様式(ロ)
計					

3. 事業の実施計画

4. 被爆者健康手帳交付予定計画数

既に交付された者	本年度交付予定者数	計	備考
人	人	人	

ロ. 健康診断実施計画表

(一般検査)

回数	区分	実施予定 年月日	実施機関名	医療機関 採用点数 表の区分	実施予定 人員	備考	
						甲	乙
第1回 (4~9月)							
		小計					甲 乙
第2回 (10~3月)							
		小計					甲 乙
希望 検 診	4~9月						
		小計					甲 乙
	10~3月						
		小計					甲 乙
合 計							甲 乙

注1. 委託及び直営の別に作成すること。

2. 備考欄の甲乙別人員は委託の場合のみ記入すること。

(構密検査)

回数	区分	実施予定月	実施予定日	実施機関名	医療機関の 数	実施予定 人数	備考					
		小計	計									
第一回 (4~9月)	普通											
		小計	計				男	人				
	収容											
		小計	計				男	人				
第二回 (10~3月)	普通											
		小計	計				男	人				
	収容											
		小計	計				男	人				
希望検診に係るもの	4月 普通											
		小計	計				男	人				
	9月 収容											
		小計	計				男	人				
	10月 普通											
		小計	計				男	人				
	3月 収容											
		小計	計				男	人				
普通精計		人	収容精計	人	合計	人	普通	甲乙	人	収容	甲乙	人

注1. 委託及び直営の別に作成すること。

2. 備考欄の甲、乙別人員は、委託の場合のみ記入すること。

ハ. 被曝者健康手帳更新計画表

4月～3月までの更新見込数	備 考

様式(1) 直営検査費内訳

区 分	頁 数	単 価	金 額	積 算 基 礎
報 酬				
給 与				
手 当				
旅 費				
用 料				
消 耗 品				
燃 料				
印 刷 費				
水 電 料				
修 繕 料				
医 薬 材 料				
役 務				
通 信 運 搬				
保 險 料				
使 用 料 及 び 賃 借 料				
原 材 料 費				
備 品 購 入 費				
○ ○ ○ ○				
○ ○ ○ ○				
計				

- (注) 1. 一般検査及び精密検査の別に記入すること。
 2. 備品購入費は品目別に記入のこと。

様式(四) 事務費内訳

区 分	頁 数	単 価	金 額	積 算 基 礎
共 済 費				
賃 金				
旅 費				
需 要 費				
消 耗 品 費				
燃 料 費				
食 糧 費				
印 刷 製 本 費				
光 熱 水 費				
修 繕 料				
役 務 費				
通 信 運 搬 費				
保 険 料				
使 用 料 及 び 賃 借 料				
備 品 購 入 費				
○ ○ ○ ○				
○ ○ ○ ○				
計				

(注) 備品購入費は品目別に記入のこと。